些

髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 力
 内

 一丁目2番20号
 発
 行
 日

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成30年3月27日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県規則第30号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則(昭和29年高知県規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第2の別図10中「2,561.83㎡」を「2,283.07㎡」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 赤

高知県告示第306号

昭和61年5月高知県告示第317号 (港湾施設の概要)の一部を 次のように改正する。

平成30年3月27日

高知県知事 尾﨑 正直

表の高知港の保管施設の項中「2561.83㎡」を「2,283.07㎡」 に改める。